

主任介護支援専門員更新研修について

1 【改正の概要】

☆ 平成28年度から主任介護支援専門員が更新制となっています。



(参照) 主任介護支援専門員更新研修 受講年度フローチャート

- 研修体系に新たに「主任介護支援専門員更新研修」が創設されました。
- 主任介護支援専門員の有効期間が5年間になりました。
→介護支援専門員と同様、有効期間が満了する前に主任介護支援専門員研修を修了する必要があります。
- 「主任介護支援専門員更新研修」を修了した場合、「介護支援専門員更新にかかる研修(実無務従事者・専門Ⅱ相当分)」を修了したとみなされます。
- 介護支援専門員の有効期間が先に満了する場合は、これまで通り介護支援専門員を更新するための研修(更新研修又は専門研修)を修了し、更新手続きをする必要があります。
- 埼玉県が独自に発行する(主任)介護支援専門員証の見本(レモン色の台紙です。)

有効期間を揃える場合の証

介護支援専門員証	
	登録番号 11111111 氏名 埼玉 コバトン 生年月日 平成XX年XX月XX日
	登録年月日 平成XX年XX月XX日 交付年月日 平成XX年XX月XX日 有効期間満了日 平成35年8月16日 主任期間満了日 平成35年8月16日
見本	
上記の者は介護支援専門員であることを証明する。 埼玉県知事 ○ ○ ○ ○	

有効期間を揃えない場合の証

介護支援専門員証	
	登録番号 11111111 氏名 埼玉 コバトン 生年月日 平成XX年XX月XX日
	登録年月日 平成XX年XX月XX日 交付年月日 平成XX年XX月XX日 有効期間満了日 平成38年3月26日 主任期間満了日 平成35年8月16日
見本	
上記の者は介護支援専門員であることを証明する。 埼玉県知事 ○ ○ ○ ○	

2 【更新にあたっての注意事項】

- 主任介護支援専門員更新研修を期間内に受講しない場合、主任介護支援専門員ではありません。
※再び、主任介護支援専門員として実務に就く場合には、改めて主任介護支援専門員研修を受講することになります。
- 主任介護支援専門員更新研修では、各科目における到達目標を達成しているかについて、修了評価を実施し判定することになっています。
※判定の結果によっては、受講した年度に主任介護支援専門員更新研修の修了が認められない場合があります。
- 主任介護支援専門員更新研修の受講案内通知は、御本人様宛てに送付されませんので、資格は御自身で管理し、計画的に研修を受講してください。
- 各種法定研修は登録地での受講が原則です。特に、主任(更新)研修の受講要件は、登録地及び勤務地が「埼玉県」の方となっています。登録地が他県の方は受講できませんので、登録移転をお勧めしています。

☆ H30年度の主任介護支援専門員更新研修の受講要件など詳しくは

埼玉県介護支援専門員協会のHPを御覧ください。


※受講要件は変更される場合がありますので、受講する年度のものを必ず御確認ください。

管理者は事業所に勤務する介護支援専門員の有効期限を定期的にチェックしてください。

介護支援専門員証の更新手続の徹底について

- 介護支援専門員証は、5年ごとに更新を行う必要があります。
- 有効期間満了日までに、更新に必要な研修を修了した上で更新の申請手続を行ってください。
- 更新をしないまま有効期間を過ぎると、介護支援専門員の業務に就けなくなります。

定期的に有効期間満了日を確認してください。

介護支援専門員証		
	登録番号	11111111
	氏名	埼玉 コバトン
	生年月日	平成XX年XX月XX日
	登録年月日	平成XX年XX月XX日
	交付年月日	平成XX年XX月XX日
	有効期間満了日	平成XX年XX月XX日
	主任期間満了日	平成XX年XX月XX日
上記の者は介護支援専門員であることを証明する。		
埼玉県知事 ○ ○ ○ ○		

注：介護保険法施行規則の改正により、平成27年4月1日から交付する介護支援専門員証から住所の表示がなくなりました。

- 有効期間満了日以降に証の交付を受けるためには、有効期間満了日までに更新に必要な研修を受講されていても、改めて「介護支援専門員再研修」を受講していただく必要がありますので御注意ください。
- 新たな介護支援専門員証の交付を受けずに、有効期間満了日以降も引き続き介護支援専門員としての業務に就いていた場合には、登録そのものが消除される（法第69条の39第3項）こととなり、また、事業所としても介護報酬の返還を求められる場合があります。
- 居宅介護支援事業所の管理者業務のみを行う場合や市町村から委託を受けて認定調査のみを行う場合も介護支援専門員証の更新が必要です。

【介護支援専門員の登録・更新についての問合せ・申請先】

埼玉県福祉部高齢者福祉課 介護人材担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話048-830-3232

主任介護支援専門員更新研修 フローチャート（埼玉県）

主任介護支援専門員更新研修は、主任介護支援専門員を取得した年度によって経過措置が設けられています。また、主任介護支援専門員更新研修の修了者は、「**介護保険法施行規則第113条の18**」に規定する更新研修とみなされます。介護支援専門員更新研修の受講が免除されます。

介護保険法施行令第37条の15第1項及び介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号の規定に基づく

主任介護支援専門員更新研修
主任介護支援専門員更新の受講要件を満たす
46時間以上（有効期間5年）

主任研修修了年度	●主任更新研修受講年度 ★主任介護支援専門員の有効期間
平成18年度～平成23年度	●平成28年度～平成30年度までに受講する ★平成31年3月31日まで
平成24年度～平成26年度	●平成28年度～平成31年度までに受講する ★平成32年3月31日まで
平成27年度	●平成30年度～主任研修修了日からおおむね2年以内 ★主任研修修了日から5年間 例：埼玉県で受講主任研修修了日平成27年12月17日の場合 ⇒平成32年12月16日まで有効
平成28年度	●平成31年度～主任研修修了書に有効期間が記載されます ★平成28年度以降に主任研修修了書に有効期間が記載されます

主任介護支援専門員として更新する

YES

NO

介護支援専門員として更新する

介護支援専門員更新研修を受講する（介護支援専門員の資格及び研修の体系へ参照）

介護支援専門員証の有効期間を更新しない
（更新研修を受けない）場合

介護支援専門員証失効とも介護支援専門員としての資格は消失する。
登録は継続するが、介護支援専門員としての勤務ができず、
介護支援専門員としての報酬も受けとることができない。

主任介護支援専門員更新研修の修了者は更新申請手続

「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成26年7月4日老発0704 第2号厚生労働省老健局長通知）の一部改正により、主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の有効期間については、原則として、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付する（以下「置換交付」という。）こととしています。また、置換交付を希望しない者については、申出により、置換交付をしないことも可能です。

注意：主任介護支援専門員として更新手続きを行わず有効期間が満了した場合、主任介護支援専門員証も失効し、主任介護支援専門員資格は消滅します。速やかに主任介護支援専門員証を返納してください。（介護保険法第69条の7第6項）また、有効期間がある介護支援専門員証の再交付申請が必要となります。